

令和7年度「いなかといいなか」むらのボランティア・マッチング支援業務 仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度「いなかといいなか」むらのボランティア・マッチング支援業務

2 目的

この仕様書は、福島県（以下「委託者」という。）が受託業者（以下「受託者」という。）に委託する「令和7年度「いなかといいなか」むらのボランティア・マッチング支援業務」（以下、「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 事業の趣旨

人口減少や高齢化等が進行している農村地域において、持続可能なむらづくりを進めるため、地域外人材が農業・農村に関わることで、農村のファンとも言うべき「農村関心層」を創出し、農村を支える人材の裾野を広げ、「農村関係人口」を拡大していくことが必要である。

このため、地域外人材との協働による地域活動に取組意欲がある農村集落や活動組織等に対し、関係人口の受入体制づくりや受入企画の立案、地域の魅力の情報発信、既存サイトを活用した地域外人材とのマッチング等のサポート業務を行い、地域が自走するための仕組みを構築する。

4 委託期間

令和7年4月（予定）～令和8年2月27日（金）

5 業務内容

(1) 取組希望地区からの相談窓口の設置とフォローアップ体制の構築

ア 取組希望地区からの相談窓口の設置

(イ) 窓口設置（支援）期間：令和7年5月（予定）～令和8年2月13日（金）

(ロ) 内容

地域の共同活動（草刈りや農作業など）に地域外人材の参画を求める農村集落や多面的機能支払活動組織等からの相談を受け付ける窓口を設置し、農村地域からの各種相談(例：受入体制作り、イベント企画内容、企画後の参加者募集方法など)に対応する。

イ 農村地域の受入体制づくりや企画立案への助言

相談があった農村地域に対し、農村地域側の受入れに向けた準備や企画立案、当日の運営についての具体的な助言や支援を行う。

○ 参考マニュアル：県農村振興課ホームページに掲載

・R2「いなかといいなか地域活性化のためのつながりのつくり方」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/512263.pdf>

・R3「地域外の人たちとの関係づくり いなかといいなか手引書」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/512264.pdf>

ウ 目標値

件数：45件程度（マッチングサイト掲載に係る相談（例：内容、表現など））

(2) 既存のマッチングサイト等を活用した地域外住民へのつながり支援

ア 内容

(ア) 既存のマッチングサイトへの農村地域の魅力発信と募集記事の掲載

農村地域側が発案した受入企画を、地域の魅力と併せて募集記事にまとめ、既存サイトに掲載する。なお、このサイト使用料等はイベントの参加者募集に効果的な有料プランの使用も検討の上、委託業務に含むものとする。

(イ) マッチングサイトは、各地域の経済的負担が少なく、自走可能で参加者の確保に効果的な既存のボランティアサイトを活用すること。

なお、活用するサイトについては、事前に委託者へ協議すること。

(ロ) (イ)を活用するに当たり、地域の要望を踏まえ、掲載する具体的な項目、内容については提案事項とし、委託者と協議の上、決定すること。

(エ) サイトを通じて申込みのあった参加者情報を地域の代表者等に伝達し、イベント当日まで参加者との連絡調整等の後方支援（例：掲載した企画に対しての募集にかかる問合わせ、団体との調整、最終案内の参加者への発信など）を行う。なお、当日の運営は、農村地域の自主活動であるため、本業務には含めない。

イ 目標値

件数：45件程度（マッチングサイトへの掲載件数）

(3) 農村地域訪問のきっかけ作りイベント開催

ア 回数：2回（10人程度／回）

イ 開催時期：5月～9月（想定）

ウ 開催場所：県内

エ 内容

マッチングサイトを通じて一般募集を行い、農業や農村に興味を持っている住民（県内外を問わない）を対象に、草刈りや農作業など、地域の共同活動に参加できるイベントの企画・運営（受託者が主催）を行う。

なお、イベントは1日で完結するものとし、参加者の宿泊については参加者の都合に任せるため、イベントに含めない。

また、イベント内容により年齢制限を設けることは企画・運営に関わるため、受託者で決定する。

実施に要する費用は、受入団体が負担するものとし、不足する場合は参加者から食事代、必要物品の購入費用としての参加料の徴収を検討し、受入団体が活動を継続できる内容とする。

【備考】

- ① 草刈りイベントを行うに当たり、安全講習が必要な場合の講師の対応については、委託者が調整するものとする。

- ②刈払機などイベントに必要な機械等は原則、地域が準備することとし、台数が不足する場合は協議の上、委託者が手配することとする。また、作業に必要な消耗品（混合油、軍手、ゴーグル等）についても同様とする。
- ③参加者の保険料については、委託者が負担する。
- ④受託者は、作業事故の発生防止対策を講じるとともに、実施時期の天候を鑑み、熱中症予防の対策を行うこと。
- ⑤参加者を送迎するためのワゴン車等について、必要となる車両駐車場及び乗務員経費等は受託者が手配すること。なお、発着地をイベント開催地からの最寄り駅（例：郡山駅）を想定し、開催地まで片道100km程度（往復200km程度）とする。

（４） 業務PRのためのチラシ作成

- ア 農村地域と関わりを持ちたい県内企業、団体、大学等へ本業務の周知広報を図るためのチラシを作成し、委託者が指定する日までに納品すること。
なお、周知活動は委託者が行うものとする。
- イ チラシは、本業務の取組内容及びイベントの参加をPRするデザインの2種類（両面）とし、イベントに応じて記載内容の変更ができるようにすること。
- ウ チラシデザイン、サイズ、材質、納品枚数等については、事業への参加者確保に対する効果を踏まえ、協議のうえ決定する。
- エ 作成したものはデータ（PPTX、PDFの各形式）でそれぞれ提出すること。

（５） SNSを活用した情報発信研修会の開催

- ア イベントを実施した、又は実施予定の地域に対し、ボランティアサイト及びSNSを活用した情報発信研修を2回（同じ内容で各回20名程度を想定）行うものとし、開催時期は受託者と協議の上決定する。
- イ 会場の選定及び使用に係る手続（会場使用料含む）は受託者が行うものとする。
- ウ 講師の選定及び謝金の支払手続等は受託者が行う。なお、講師は受託者の構成員でも可とする。

（６） アンケートの実施

- ア （１）～（３）で実施した業務について、受託者が関わった団体及びイベント参加者に対し、アンケート調査・分析を行い、イベント終了後3週間以内に取りまとめて報告すること。
- イ 地域内の若年層及び中年層に対し、地域組織への参画（地域の共同活動の企画・運営等の参加）に関するアンケートを実施する。
対象地区は5地区とし、結果について調査・分析を行うこと。

6 実施体制・統括責任者等

- （１）受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- （２）受託者は、本業務に当たって、十分な経験を有するものを統括責任者として定めること。
- （３）受託者は、本業務の期間において、委託者と随時打合せを行うこと。

7 実績報告書の作成

- (1) 本業務の実施内容を記載した実績報告書を2部作成し、A4サイズで提出すること。
- (2) 報告書のデータ（PDF等）及び報告書に掲載した写真データ（JPEG）については、DVD-R等の媒体により納品すること。

8 その他の提出書類

受託者は、次の書類を委託者が指定する日までに提出すること。なお、(1)から(3)までは委託者の指定する様式によるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 統括責任者通知書
- (3) 完了届
- (4) その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

9 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。

(2) 業務内容の数量未達成の場合の対応

本業務内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、委託者と受託者が協議の上、同等の内容、活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

10 その他

(1) 受託者は本業務において知り得た個人情報等の事項を、第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

(2) 本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。

なお、受託者（著作者）は、委託者及び委託者の指定する第三者に対し、本著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

また、本業務により制作される成果物は、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであること。

(3) 受託者は本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。